

### 3. 学校生活の案内

#### 3.1. 学校生活全般

##### 3.1.1. 登下校について

(校時表)

【月～金曜日】			
校旗掲揚			8時15分
予鈴			8時25分
早朝テスト・読書・朝礼			8時30分～8時45分
第1時限			8時45分～9時35分
第2時限			9時45分～10時35分
第3時限			10時45分～11時35分
第4時限			11時45分～12時35分
昼食			12時35分～13時15分
(午後)予鈴			13時15分
第5時限			13時20分～14時10分
第6時限			14時20分～15時10分
第7時限			15時20分～16時10分
終礼・清掃			16時10分～16時25分
門限			18時30分
【土曜日】			
終礼・清掃			12時35分～12時50分
門限			16時30分

- ゆとりをもって登校し、8時25分の予鈴までには教室に入るようにしなさい。
- 7時15分以前には登校してはいけません。
- 通用門より入校し、通用門より下校します。通常の登校時間帯は、昇降ホールを利用します。
- 生徒の学校内諸活動は最終下校時刻（門限）の15分前にすべて終了し、門限までに下校しなさい。
- 日曜、祝日、その他学校の定めた休日には、学校の許可した場合以外は登校できません。

(その他の校時)

(1) 早朝あり・45分7限授業 ※主に学期末の校時

早朝テスト	8:30~8:40
SHR	8:40~8:45
第1時限	8:45~9:30
第2時限	9:40~10:25
第3時限	10:35~11:20
第4時限	11:30~12:15
第5時限	13:00~13:45
第6時限	13:55~14:40
第7時限	14:50~15:35

(2) 早朝なし・45分7限授業 ※主に入試準備・説明会などの校時

SHR	8:30~8:35
第1時限	8:35~9:20
第2時限	9:30~10:15
第3時限	10:25~11:10
第4時限	11:20~12:05
第5時限	12:50~13:35
第6時限	13:45~14:30
第7時限	14:40~15:25

(3) 早朝あり・40分7限授業 ※主に生徒面談・泉ヶ丘祭週間での校時

早朝テスト	8:30~8:40
SHR	8:40~8:45
第1時限	8:45~9:25
第2時限	9:35~10:15
第3時限	10:25~11:05
第4時限	11:15~11:55
第5時限	12:40~13:20
第6時限	13:30~14:10
第7時限	14:20~15:00

### 3.1.2. 欠席、遅刻、早退について

- 欠席、遅刻、早退については、一斉メール連絡システム「ミマモルメ」の「欠席遅刻等連絡受付機能」を用いて、当日の朝8時10分までに連絡しなさい。(前日19時より連絡可能。)

- 家事都合、通院等の理由で、あらかじめ欠席、遅刻、早退することが分かっている場合は、学校所定の「様式1」「様式2」にもとづいて「欠席届」「遅刻（早退）届」を学級担任に提出しなさい（前日まで）。
- 遅刻した場合は、事務局前の玄関から校舎に入り、職員室横の「生徒指導室」に出向き、その後の指示を受けなさい。（「入室許可証」を発行してもらい、教室で担当の先生に提出します。登校時の遅刻だけでなく、授業に遅刻した場合にも、教室への入室には「入室許可証」を必要とします。）
- 電車の遅延などの理由で遅刻した場合は、その旨を「入室許可証」を発行してもらう際に伝えなさい。交通機関が発行する遅延証明書がある場合は、それを提出します。ただし、遅延証明書がなくても、遅延については公表されていることがほとんどですので、駅頭で証明書をもらうために長時間待つ必要はありません。速やかな登校を優先させましょう。また、多少の遅延があっても間に合うように、ゆとりをもって登校するようにしましょう。（なお、短時間の遅延については遅刻の理由として認めないことがあります。）
- 早退の場合は、学級担任から「早退許可証」をもらって下校し、帰宅後は保護者から速やかに学校まで帰宅確認の連絡をしなさい。
- 忌引の場合も、欠席と同様に、「ミマモルメ」を用いて学校に連絡しなさい。なお、忌引については次のとおりです。

父母死去のとき 7日以内

曾祖父母・祖父母・兄弟姉妹死去のとき 3日以内

伯叔父母死去のとき 1日

ただし、両親がなく、後見人あるいは扶養者の場合は父母に準じ、遠隔地の場合は別に往復日数を加算する。

- 登校後、許可なく学外に出てはいけません。特別な事情により外出する場合は学級担任、または生徒指導部に届け出、「一時外出許可証」をもらってから外出しなさい。「一時外出許可証」は学校にもどった後、ただちに学級担任、または生徒指導部に返却しなさい。

### 3.1.3. 放課後の活動について

- 放課後は、補習、自習、課外活動などに取り組むことができます。ただし、無目的に居残ることは避けなさい。
- 放課後の学校行事等（PTA 関連行事、中高入試関連行事、補習、追試、面談など）は、課外活動（クラブ活動）に優先します。

### 3.1.4. 自家用車での送迎について

- 自家用車での学校への送迎は、渋滞の原因や近隣の住民の迷惑にもなるので禁止しています。
- 特別の事情で送迎が必要な場合はその旨を担任に届け出なさい。（所定の届出「様式8」）

#### （先輩からのアドバイス）

雨天時などは、学校周辺の道路は渋滞します。遅れそうだと思って家の人に送ってもらっても、かえって遅くなることもあります。

### 3.1.5. 電車通学の経路について

電車、バスによる通学については、概ね次のような経路があります。

泉北高速泉ヶ丘駅から路線バスを利用する。

南海高野線金剛駅から路線バスを利用する。

南海本線泉大津駅から直行バスを利用する。

阪和線和泉府中駅から直行バスを利用する。

その他の場所から直行バスを利用する。

※ 「直行バス」の利用は、事務局に申請し、利用料金を支払う必要があります。

- バス停には本校生徒で長い列ができます。駅に到着しても、バスに乗るまで数台分待たなければならないこともあります。時間的にゆとりをもって行動しましょう。
- 直行バスに、なんらかの理由によって乗車できない（または運行されていない）場合、他の経路から迂回して登下校する必要があります。複数の通学経路を確認しておくようにしましょう。

- 泉ヶ丘駅からの路線バスに、「積み残し」が生じて学校に遅れた場合は、遅刻の扱いになります。いわゆる「遅延」の扱いにはしません。



路線図作成 野田 昌孝 (高校生徒会)

### 3.1.6. バス停の利用方法について

#### (1) 登校時のバス利用

(泉ヶ丘駅バス停について)

- ほとんどの場合、4番乗場の「晴美台回り」を利用します。右寄りに並び、他の通行人がゆとりをもって通行できるようにします。
- 6番乗場から「金剛駅前行き」に乗車しても、学校前のバス停に停車します。(通学時間帯には1～2本の運行です。)

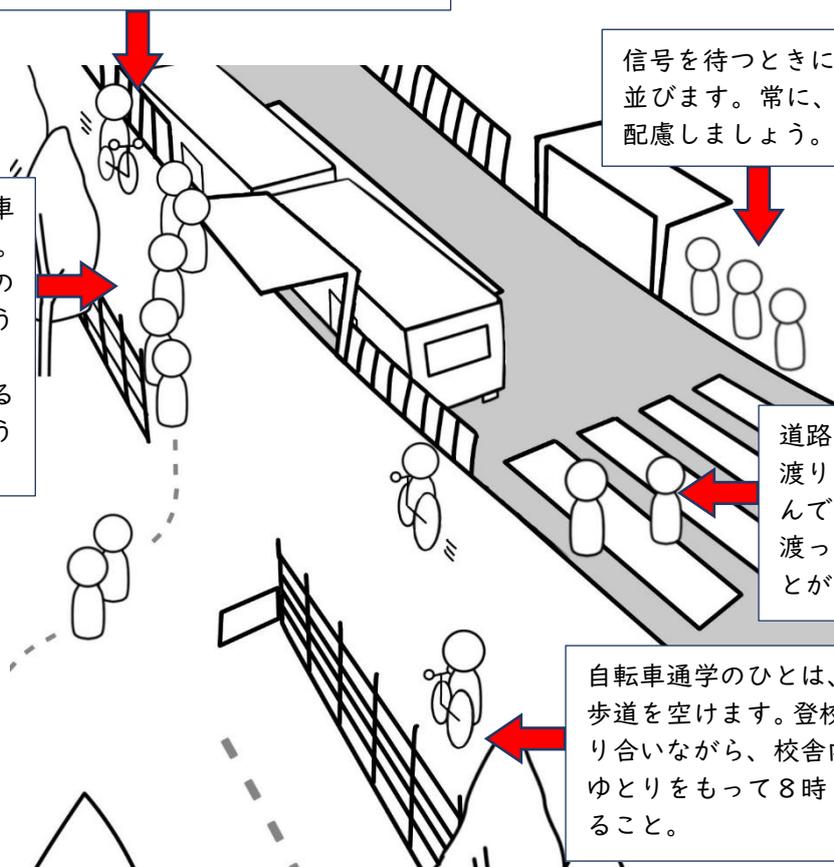
バスから降りるときには、一般の通行人や自転車に気をつけて、道を譲りましょう。

信号を待つときには、広がらず、柵側に寄って並びます。常に、一般の通行人があることに配慮しましょう。

降車後は速やかに降車寄りに並んで進みます。歩道を一般の通行人のために空けておくようにします。多くのひとが降車するので速やかに進むよう心がけます。

道路を横断するときには、素早く渡ります。後ろに多くのひとが並んでいることに配慮します。渡った先に自転車が通行することがありますので、注意します。

自転車通学のひとは、校舎寄りに並び、歩道を空けます。登校する他の生徒と譲り合いながら、校舎内に入ります。ゆとりをもって8時20分までに登校すること。



登下校風景図解作成 村上 湖杏 (美術部)

#### (2) 下校時のバス利用

(泉ヶ丘駅行について)

- 学校前のバス停を利用します。バス停に並びきれない場合、校内の「櫛プロムナード」(花壇の横)の柵側に並びます。
- バス停では右寄りに並び、他の通行人がゆとりをもって通行できるようにします。
- はるみ小学校前(大学前)のバス停を利用することは禁止です。
- 他の乗降客の迷惑になりますので、榎塚台3丁目、榎塚台東等の学校前バス停以外を利用することは原則として禁止です。

(金剛駅行について)

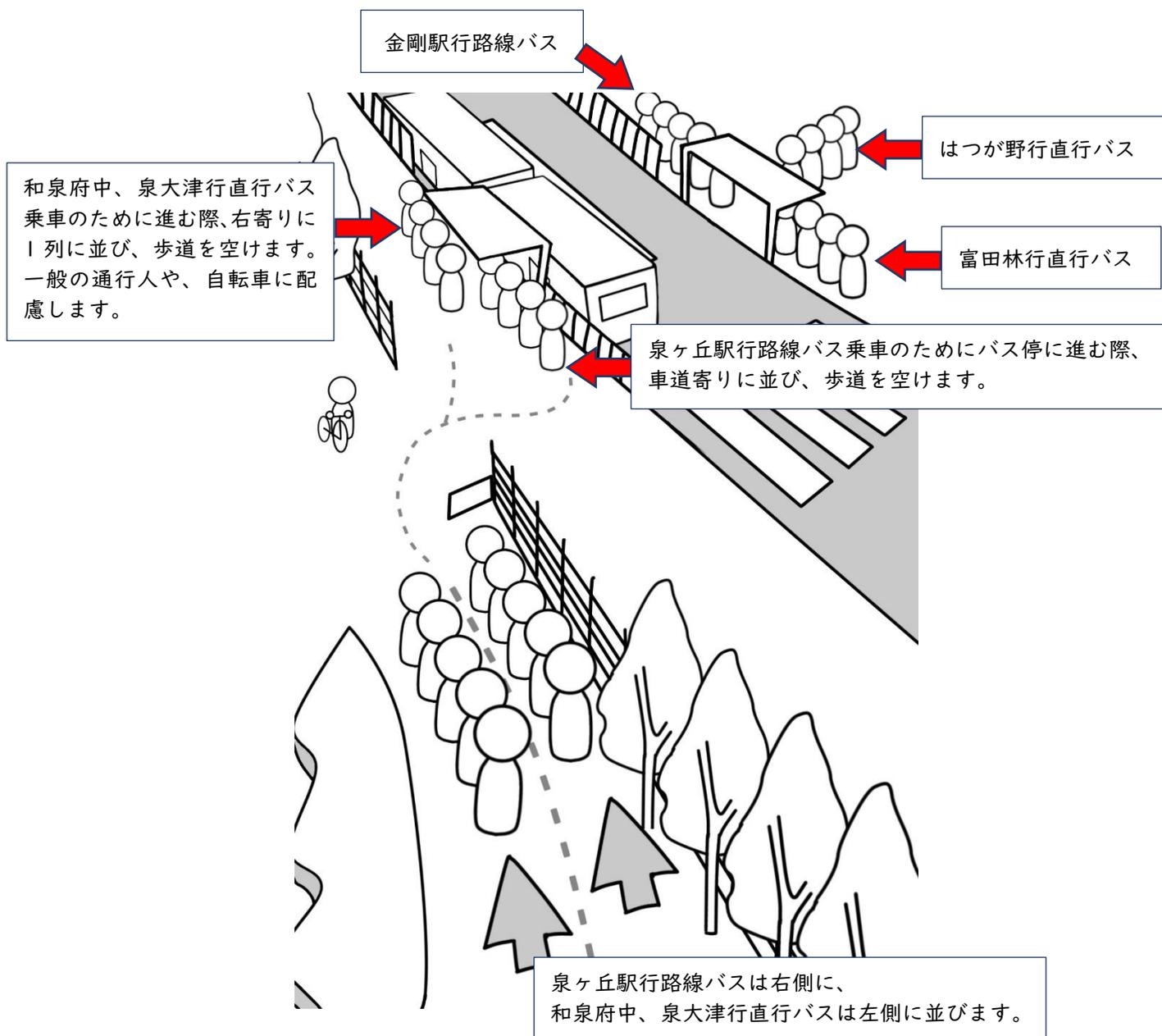
- 学校の前の横断歩道を渡り、向かい側のバス停を利用します。

(泉大津、和泉府中行直行バスについて)

- 学校前のバス停を利用しますが、校内の「櫛プロムナード」(花壇の横)の花壇側に並びます。
- 下校時には、泉大津行と和泉府中行は同じバスです。
- 直行バスは混み合いますので、奥から詰めて座ります。男子はバスの前方から、女子はバスの後方から詰めて座ります。

(その他の直行バスについて)

- その他の直行バスは、学校の向かい側にあるバス停から発車します。



### 3.1.7. 自転車通学について

- 自転車通学は、許可登録制とします。
- 高校生に限り、泉ヶ丘駅と金剛駅からの自転車通学も認めます。その際は、各自で駅前駐輪場と契約してもらいます。
- 自宅から学校までの通学経路が1キロ未満の者は自転車で通学できない。ただし、特別な事情がある場合は申し出なさい。(R.7改)
- 大阪府自転車条例に基づき、自転車保険への加入を自転車通学の条件とします。保険内容については、保険補償金額が1億円以上、かつ在学期間すべてが保険期間に含まれているものを推奨します。(ご入学時に本校が推奨する総合保険にご加入の場合、その保険で構いません。)
- 許可を受けずに自転車で通学し、学校近辺や学校内に無断で駐輪することは厳禁とします。規則違反というだけでなく、近隣の住民の方や、許可を受けて自転車を置いている生徒に対して、大変な迷惑になります。発見した場合には施錠した上で、学校で預かります。
- モペットやフル電動自転車などの「ペダル付き電動バイク」は原動機付自転車に分類されるため禁止とする。また、電動キックボードなどの「特定小型原動機付自転車」は16歳以上であっても安全上の理由により禁止とする。
- 自宅から学校までの自転車通学に限り、体操服での登下校を認めます。ただし、朝礼時、終礼時にはきちんと制服を着ておくこと。(R.5改)

#### (登録手続)

- 自転車通学を希望する生徒は、所定の「自転車通学許可願」を担任を通じて生徒指導部に提出します。
- 自転車通学の許可を受けた生徒は「自転車通学許可証」(「許可証」は生徒指導部より担任を通じて申請者に手渡される)を持って、指定のステッカー(記名は不要)を自転車後部の見やすい箇所(泥よけ上部)に貼付します。
- 年度途中で、電車通学から自転車通学への変更を希望するものは、所定の「通学経路変更届」を添えて上記の手続をとりなさい。

#### (自転車のマナーと、許可取消について)

以下に記載する自転車運転に関わるマナー等が守られていない場合、自転車通学の許可を取り消すことがあります。

- 学校が主催する「安全講習会」には必ず出席しなさい。
- 自転車は、自動車やバイクと同じように「車両」として道路交通法が適用されます。交通ルールをきちんと理解しておきなさい。
- 自転車は、複数名で通行する際「並走」することは禁止されています。
- 自転車は、右折する際には原則として「二段階右折」しなければなりません。
- 自転車は、原則として車道を走行しなければなりません。その際、「左側通行」になります。「逆送」することのないように注意しなさい。
- 自転車がやむを得ず歩道を通行する場合、「歩行者優先」を心がけなさい。
- 自転車を運転する際に、傘をさすこと、イヤホンを耳にすることは禁止されています。

- 自転車通学者は、予鈴の5分前（8時20分）までに登校しなさい。その際は生徒通用門を利用しなさい。
- 自転車は、学校内では降りて押して歩きなさい。
- 自転車は定められた場所に整頓して置き、必ず施錠（チェーンロックが望ましい）しておきなさい。
- 自転車に乗るときには安全のためヘルメットの着用を推奨します。自転車事故で怪我の大きさを左右するのは、多くの場合、頭部外傷の程度になります。命を守るためにも、ヘルメットを着用するようにしましょう。

### 3.1.8. 登下校時の交通マナー、バス停の利用方法等について

（電車、バスのマナーについて）

- 登下校は、多くの生徒が集団で行動するため、個人で行動するときよりも特別な周囲への配慮が必要になります。常に周囲への気遣いを心がけるようにしましょう。
- 複数名で歩くとき、電車、バスを待つときには、広がらず端に寄るようにします。
- 電車内、バス車内では出入口付近に集まらず、奥に詰めるようにしましょう。
- 電車内、バス車内では静かにしましょう。普通の声で話をしていても、集団になると騒然とし、周囲の人たちには迷惑になることに気をつけなさい。
- ゆっくりと歩くのではなく素早く行動しましょう。大人数での登校になりますから、緩慢な歩行は、周囲の方にも後方の生徒にも迷惑になることに気をつけなさい。
- 優先座席には座らないようにしなさい。また、他の座席であっても、高齢の方などを見かけたら自分から声をかけて席を譲るようにしなさい。
- 混雑する電車内、バス車内ではリュックは背負ったままにせず、前にかけるか、手に提げるようにします。床に置く場合は足元にまとめて置き、周囲の通行の妨げにならないよう注意します。
- 本校周辺の路線バスを利用する際は、後部座席から詰めて座ります。これは、多くの生徒が乗れるようにするためと、一般乗客にバスの前方を譲るという意味があります。ですから、空いているバスであっても本校生徒は後部座席から座るようにしなさい。（前方の座席はすべて「優先座席」であることも覚えておきなさい。）
- 電車やバスを待つ際、点字ブロックは空けておくようにします。
- バス停には本校生徒で長い列ができます。一般乗客が並ばれたときには、声をかけて先頭を譲るようにしましょう。



#### 「生徒心得」細則 「通学時その他に関する規定」

泉ヶ丘校の登下校には、バスや電車などの公共交通機関を利用する。自分たちだけでなく、一般のお客さんや小さい子供（幼児や児童）、お年寄りがいることに常に気を付けて行動すること。また、公共の場にふさわしい態度（大声を出さない、通路を確保するなど）をわきまえるとともに、年少者、障害のある人、お年寄りなどへの心遣いも忘れないこと。

- (1) 常に帝塚山学院泉ヶ丘校の生徒としての『誇り』をもって行動すること。特に服装・身だしなみは華美にはしることなく、清潔さと品位を失わないこと。
- (2) 通学及び外出の際は常に生徒証を携帯すること。
- (3) 通学の際、やむを得ない理由により他所に寄る場合、必ず、保護者または担任の許可を得ること。
- (4) 制服を着たまま、特に必要がないのに、飲食店やコンビニエンスストア等に入ったり、買い食いをしたりしないこと。
- (5) 学校行事等特別な事情により学校からの帰宅時間が平常より遅くなる場合は、保護者にあらかじめ連絡しておくこと。
- (6) 通学の際、交通規則をよく守り、特に車中等では他人の迷惑になるような行為（割り込みや席とり等）は慎むこと。
- (7) 通学には自家用車、オートバイ、タクシー等の利用は認めない。
- (8) 登下校中にイヤホンやスマートフォンを使用しないこと。ルール等については、「5.2.7.スマートフォンの所持について」で確認すること。

### 3.1.9. 緊急時（災害時）の登校について

大雨等による交通機関の乱れ、計画運休、災害警報の発令等がある場合の登校については、以下のように定めます。ただし、以下の規定にかかわらず、学校として授業実施、臨時休校等の決定を行い、連絡する場合があります。

（大雨、積雪、地震等災害による交通機関の乱れへの対応について）

※ ただし、事故等突発的な場合を除く。

- 午前6時に南海電鉄、泉北高速鉄道、JR 阪和線、南海バスのいずれかが全線運休している場合は自宅において待機し、ミマモルメ等で配信される学校からの指示を待つこと。
- 上記の4路線が運行されていても、他の交通機関不通のため、どうしても登校できない場合（あるいは始業に間に合わない場合）は、欠席、遅刻の扱いはしません。

（注）事故等の突発的な交通機関の乱れへの対応は校長の決裁によります。

（災害警報発令時の対応について）

大阪府下に災害警報が発令されている場合は以下の対応をとるものとします。ここでいう、災害警報は、暴風警報、特別警報などを指し、高潮、波浪、大雨、洪水などの警報は除きます。

- 午前6時に警報が発令されている場合は自宅において待機し、ミマモルメ等で配信される学校からの指示を待つこと。
- 大阪府教育委員会から、テレビ・ラジオを通じて出校停止の指示が出ている場合は臨時休校とします。
- 午前6時までに災害警報が解除されており、上記1に該当しない場合であっても、自宅周辺の状況からどうしても登校できない場合（あるいは始業に間に合わない場合）は、欠席、遅刻の扱いはしません。

（注1）始業後の警報発令時の対応は校長の決裁によります。

（注2）他府県での災害警報発令で登校できない生徒については、別途配慮します。

（注3）休・祭日の学校行事の対応も同一とします。

### 3.1.10. 昼食について

食事は、昼食の時間帯に、食堂、自教室、または中庭で摂ります。定められた時間帯以外に食事はしません。(R.6 改)

食品の販売は、食堂とパンの販売があります。

(食堂の利用について)

#### • 食堂の営業時間

昼休み …… 12時35分～13時10分

土曜日 …… 12時35分～14時00分

- 食堂では、食券の販売機で食券を買ってから、メニュー別にカウンターに並び、食券と引き換えに食事を受け取ります。
- 食券は、昼休み以外に、休憩時間にも購入できます。
- 食堂の利用にあたっては、他の人の迷惑にならないよう、マナーをよく守り、清潔に保つよう留意し、お互いに気持ちよく利用できるよう心がけなさい。
- 持参したお弁当やパンのみで食堂を利用することはできません。
- 食堂で購入した食事は、食堂内で喫食します。食堂外への持ち出しはできません。
- 食堂内では、屋内履(上履き)を着用します。
- 自習等の目的で放課後に食堂を利用することについては、別に利用規則を定めます。

(パン販売について)

昼休みの時間帯に、食堂前、または生徒ホールにて販売があります。テスト期間中、短縮授業期間中などは販売がありません。

月曜日～土曜日 購買部によるパン販売

火曜日 パン工房アンビション

木曜日 泉北堂 (R.6～)

(パン自動販売機について) (R.7 新)

日曜日、祝日や、放課後の時間帯に、自動販売機によるパン販売があります。次の諸事項に留意して利用してください。

- 指定された時間帯以外の購入はできません。
- 購入したパンは学内で食べるようにし、学外(バス停やバス、電車内)では食べてはいけません。
- ゴミはゴミ箱に捨てなさい。
- 自販機でトラブルがあった場合は、生徒指導部に連絡してください。

### 3.1.11. 所持品について

(所持品とその管理)

- 学校制定品以外で、学習に関係のないもの、および貴重品、装飾品、化粧品等は学校に持ってきてはいけません。

- 持ち物は制靴に入れて登下校しなさい。制靴に入りきらない体操服などは学校制定のサブバッグに入れなさい。
- 生徒証は身に付けておきなさい。
- あめ、ガム等菓子類に類するものは持ってきてはいけません。
- iPad を不正使用していた場合、スマートフォンの預かり指導と同様に取り扱い、預かり指導回数に合算します。(R.7 改)
- 所持品にはすべて各自の所属学年・組・氏名を明記しておきましょう。
- 禁止されている所持品、「生徒心得」に違反した所持品、制定外の衣服を所持していた場合、学校で預かり、原則として懇談時（3 学期は終業式時）に保護者に返却します。お菓子等の飲食物については、原則として返却しません。
- やむを得ない事情があって多額の現金（定期購入代・クラブ関係の費用等）や貴重品を持って来た場合は、必ずセキュリティボックスに保管しなさい。また、校内で金銭・物品（体操服・靴等）を紛失、あるいは拾得した場合、ただちに、学級担任を通じ「紛失届」または「拾得届」を生徒指導部へ提出しなさい。
- 放課後のクラブ活動についても、個人のロッカーやセキュリティボックスなどを利用し、クラブ全体で貴重品の管理に注意を払いなさい。

（紛失、拾得について）

- 学校に持参した貴重品を紛失したり、盗難にあたりした場合は速やかに担任に申し出、「紛失・盗難届」を提出しなさい。
- 校内で拾得された品物は、生徒指導室前の棚に陳列されます。もし自分の品物があれば、担当の先生に申し出なさい。
- 「生徒証」を紛失した場合も担任に届け出て、事務所で再発行の手続きをとりなさい。

### 3.1.12. 校舎内施設について

（職員室）

- 入室前には服装を点検しなさい。（カラー、第一ボタン、シャツ出し、ネクタイ、スカート丈など）
- 冬季についてはコートを脱ぎ、マフラーをはずして入室しなさい。
- 入退室のあいさつを怠らないようにしなさい。（「失礼します」「失礼しました」など）
- 入室の際は、あいさつの後に用件を述べ、教員の許可を得て入室しなさい。
- 定期テスト、課題実力テスト・実力テスト前の一定期間は入室してはいけません。用事があるときは、戸口で先生を呼びなさい。
- 会議中は入室できません。

（図書館）

泉ヶ丘校の図書館は、生徒個々の読書活動、及び学習活動、さらには教職員の研修活動の場を提出し、その進展に役立つよう設立されたものです。図書館を利用する者は、お互いの活動の発展のために、次の諸事項に十分留意して利用しなければなりません。

(1)開館時間 始業時間から最終下校門限 15 分前まで開館しています。

## (2)休館日

次の日は休館日になります。

日曜、祝日、創立記念日（5月12日）、中学・高校それぞれの入学試験日。

学校行事等の都合により、やむなく閉館する場合はその旨を図書館前に告知する。

長期休暇中には、蔵書整理のために休館にすることがある。

## (3)貸出、返却、その他

- 貸出冊数は1人10冊まで、期間は2週間です。
- 継続貸出を希望する場合は、必ず一度期間内に返却し、あらためて貸出手続きを行いなさい。
- 貸出の際には利用者カードが必要です。
- 返却の際は、所定の返却箱に本を置きなさい。自分で書棚に戻してはいけません。
- 新聞・雑誌の最新号は貸出しできません。
- 図書館内に、自習・閲覧室があり、利用できます。利用方法については、別に「図書館利用案内」がありますので参照しなさい。
- 図書館に入るときは、靴、補助靴、その他必要でないものについては、入口にあるコインロッカーか棚に置きなさい。
- 館内では談話など他の者の利用の妨げになることをしてはいけません。
- 館内の書籍、新聞、雑誌などは自由に閲覧できますが、必ず正確に元の場所に戻しなさい。元の場所が分からなくなったときには、司書に尋ねなさい。
- 館内への出入口は正面だけとし、その他の出入口（ベランダへのガラス戸をふくむ）は使用しません。
- 図書館には飲食物の持ち込みはできません。
- 館内の施設、備品に破損、紛失が生じた場合はただちに司書に届け出なさい。

## (中庭)

- (1) 中庭は「全生徒の憩いの場」とし、他者の迷惑となる行為を禁止する。
- (2) 中庭では上靴、靴下、グランドシューズの使用を許可し、制靴、運動靴、クラブの靴の使用を禁止する。
- (3) 火気厳禁、その他人工芝が溶ける可能性がある行為は禁止する。
- (4) 球技等を禁止する。部活動で使用する場合は顧問の監督のもとなら使用可。
- (5) 雨天時は立ち入り禁止とする。
- (6) 人工芝に跡が残る行為を禁止する。
- (7) 人工芝の下を砂を掘り起こす行為を禁止する。

※ 中庭の使用に関する規定は、2023年3月生徒総会にて改定されました。

## (食堂)

「3.1.10 昼食について」参照

## (購買部)

A棟（職員室のある校舎）から武道場に行く途中にあり、制定品、学用費を購入できます。

(ロッカー、貴重品ボックス)

- (1) ロッカーは生徒一人一人に 1 年間に限って貸与されるものであるから、各自責任をもって使用すること。ロッカーは常に各自で施錠しておくこと。
- (2) 少額の現金・貴重品の保管についてはロッカーを使用するが、必ず施錠すること。長時間入れたままにしておかないこと。(特別な理由があって多額の現金をもってこなければならぬ場合は、職員室前、または更衣室付近のセキュリティボックスを利用すること)(R.7 改)
- (3) 教科書、ノート、その他学用品はロッカーの中に入れておかないこと。
- (4) 万一、ロッカーの暗証番号を忘れた場合は学級担任に届け出ること。また、扉その他ロッカー自体がこわれた場合、その日のうちに学級担任に届け出ること。
- (5) 毎年 3 月(日時は別途指定)にロッカーを空にし、次年度のクラスに引き継ぐ。
- (6) 学校または学級担任の必要上、各自のロッカーを点検することがある。

(履物について)

- 校舎内は「屋内履(上履き)」、グラウンド及び校舎外に出る時は「屋外履」、体育館を利用する時は「体育館シューズ」を使用します。
- 校舎内の「屋内履」許可範囲は、次の通りです。
  - イ 体育館棟を除外した屋内
  - ロ 普通教室・特別教室のベランダ(ただし雨水のかかる場所は除外)
  - ハ 学校側が屋内あつかいをしている定められた通路(各種の敷物がある場所)
  - ニ 生徒広場(中庭)(ただし雨天時を除く)

## 3.2. 学習について

### 3.2.1. 授業について

学習の基本は授業にあります。授業を大切に学習を進めることが、学力伸長の最も効果的な方法です。以下のことに気をつけて、授業を受けるようにしましょう。

- 授業に臨むにあたっては、担当教員から指示のある予習、復習をきちんとしましょう。予習、復習が不十分なまま授業を受けていても、学習は進みません。学習成績が思ったように伸びないときには、予習、復習をきちんとできているかどうか見直しましょう。また、授業担当の教員に相談しましょう。
  - 授業は、開始の前には準備をして着席しておくこと。
  - 教科書、副教材、課題など授業に必要なものを忘れたときには、授業が始まるまでに担当教員に申し出、その後の指示を受けること。
  - 机には、授業に必要なものだけを整頓し、授業に無関係のものは片づけておくこと。
  - 鞆は机の横にかけ、通路を確保しておくこと。
  - 授業によっては移動教室になることがあります。時間にゆとりを持って行動し、授業開始時には着席しておくこと。
  - 体育授業等の更衣は更衣室で行います。素早く更衣し、授業に遅れないようにすること。また、貴重品は、ロッカー等に片づけ、更衣室に置かないこと。
- (1) 更衣以外の用件で更衣室に出入りすることは禁止です。

- (2) 体育授業やクラブ活動などの時、更衣室には貴重品（現金・定期・時計・電子辞書など高価な品）は持ち込まないこと。
- (3) 更衣室の中では常に整理整頓を心がけ、私物を放置したり、忘れ物をしたりしないように留意すること。

### 3.2.2. 早朝テスト、読書の時間について

- 早朝テスト、読書は、8時30分開始です。遅刻は厳禁です。8時30分までに入室していない生徒は、すべて遅刻となります。8時30分までに1限目の授業の用意をし、教室に待機しておくこと。
- テスト、読書が終了したのちはS.H.R.の時間です。その後、引き続いて1限目の授業が始まります。その間は、教材を取りに行ったりトイレに行ったりする時間はありません。
- 1限目の授業が自教室以外の場所で行われる場合は、S.H.R.終了後、速やかに移動すること。
- 早朝テストの結果は、成績の一部として評価します。定期テストと同様に、十分な準備をしたうえで緊張感をもって臨むこと。
- 読書の時間は、先生も含めてクラス全員が静かに読書をします。テスト勉強やその他の作業をすることは禁じます。
- 自分の読む本は、指定はしないので各自が自主的に選びましょう。ただし、漫画と雑誌、それに類するものは禁止します。
- 高3を除く全校で、各学期最初の1週間を「早朝読書週間」とし、小テスト等はせず読書の時間とします。その後は、各学年で適宜小テスト等も予定します。ただし、中学1年生は1学期間継続、高校1年生は1学期中間テスト前まで継続とし、その後は他学年と同様とします。

#### （先輩からのアドバイス）

朝、学校に着いたときに1時限目の準備をしておいて、早朝テストや読書に臨むと良いと思います。学校の準備は、前日の晩にする方が忘れ物は少なくなります。読書のための図書を忘れると、その時間に読むものがなくなってしまうので気をつけましょう。読書週間は、読書を通して新しい世界に触れる良い機会だと思います。図書館や、本屋さんに積極的に行ってみましょう。

### 3.2.3. 定期テスト（中間テスト、期末テスト）、その他のテストについて

- 定期テスト開始7日前よりテスト終了時までの課外クラブ活動はすべて禁止します。また、教員の指導下でない生徒の残留もできません。
- 課題テストはテスト前々日と前日、実力テストはテスト前日から課外クラブ活動を禁止します。
- テスト開始7日前よりテスト終了時まで、職員室・各教科室（理科準備室・進路指導室も含む）への生徒入室を禁止します。また期末テスト後は、終業式までの生徒入室を禁止します。
- テスト前日には、各自、机の中を空にし、机上の落書きはすべて消すこと。
- テストを受ける際、下記の点を厳守すること。

- 8時30分から出欠確認・朝礼を行うので、遅刻しないこと。
- 座席は入口廊下側から名列順に着席すること。
- 机の中は必ず空にし、床の上にも教材私物を放置しないこと。
- 5分前には必ず入室、着席し、先生が来られるまで静かに自習すること。
- 携帯電話（スマートフォン）は電源を切ってロッカーに入れておくこと。
- ipadは必ず電源を切り、ロッカーまたは、カバンに入れておくこと。
- テスト開始後、テスト時間の半分以上を過ぎて遅刻した場合は受験できません。
- 先生が入室されたら筆記用具以外はカバンにしまい、学級委員の合図で起立して挨拶すること。
- 机の上に置いて良いのは鉛筆、消しゴム等の筆記用具、時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可）とし、それ以外は認めません。許可されている以外のものを所持したり、机の上に置いたりしている場合は不正行為となることがあります。また、許可されるものかどうかの判別が難しい場合は、解答を一時中断させて、試験終了まで預かることがあります。
- 下敷き、ひざ掛けの使用は禁止します。
- テスト問題が配布されても、監督の先生の指示があるまで問題用紙は見ないで、先生の指示を待って始めること。
- 机上の落書き、私語、紛らわしい行為などは不正行為とみなします。試験中に携帯電話、iPadを手にするのも不正行為とみなします（電源を切り、ロッカーに入れておくこと）。
- 質問がある場合、静かに手を上げ監督の先生の指示を待つこと。監督の先生が気づかない場合は、声をかけても構いません。
- 早くできた者は解答用紙を裏向けにし、静かに待つこと。
- 終了のチャイムが鳴るまで退室はできません。トイレなどで中途退室した場合は、原則として残りの時間は受験できません。
- 終了のチャイムが鳴ったらすぐに鉛筆を置き、解答用紙を裏むけにして、手を膝の上におくこと。

#### （先輩からのアドバイス）

定期テストのための勉強は、定期テスト初日の2週間前を目安に始めると良いと思います。1週間前からでは余裕がなくなります。

シャーペンの芯の予備は、ケースのままでは机の上に置けないので、予めシャーペンの中に準備しておいた方が良いでしょう。

テストの解答が早く終わったときは見直しを徹底しましょう。ケアレスミスを防ぐ練習にもなります。

- 監督の先生の指示で、最後列の者は解答用紙を名列順に集め、監督の先生に手渡すこと。それ以外の生徒は着席し、静かに待つこと。

- 監督の先生が解答用紙の整理確認を終えた後、学級委員の合図で起立して挨拶し、先生が退室後に休憩すること。解答用紙の確認が終わるまで離席してはいけません。
- テスト時間は原則として 50 分間（ただし、それ以外の時間のテストも実施することがあります）、休憩時間は 20 分間です。テスト開始の 5 分前には教室にもどり、着席して先生を待つこと。

### 3.3. クラブ活動（部活動）

本校には、以下のクラブが設置されています。（2026 年 3 月）

サッカー	華道
男子硬式テニス	茶道
女子硬式テニス	自然科学
男子バスケットボール	演劇
女子バスケットボール	囲碁・将棋
男子バレーボール	鉄道研究
女子バレーボール	コンピューター
陸上競技	美術
剣道	ESS
ストリートダンス	かるた
ワンダーフォーゲル	書道
管弦楽	軽音楽
ユネスコ・インターアクト	メディア放送部

※ 中高合同のクラブと、別々のクラブとがあります。また、高校にだけ設置されているクラブもあります。詳細は顧問の先生に尋ねなさい。

- クラブ（部）に入部する際は、「入部届」を担任に提出します。
- 活動日等については、顧問の先生に尋ねなさい。
- 複数のクラブに入部（兼部）できるかどうかは、それぞれの部活動の内容によりますので、顧問の先生に相談しなさい。